

飯塚市福祉事務所告示第2号

飯塚市福祉事務所処務規程(平成18年飯塚市訓令第34号)第4条第2項の規定により、
次のとおり飯塚市福祉事務所長職務代理者を指定する。

令和8年4月1日

飯塚市福祉事務所長職務代理者

飯塚市福祉事務所副所長 中 嶋 啓 誠

1 飯塚市福祉事務所長職務代理者

飯塚市福祉事務所副所長 中 嶋 啓 誠

2 職務代理期間

令和8年4月1日から当分の間

3 理由

病気療養のため